

(株) アイ・エヌ・エー新土木研究所 正会員 山 口 昇
 ○ (株) アイ・エヌ・エー新土木研究所 正会員 角 川 浩 二
 (株) アイ・エヌ・エー新土木研究所 兼 子 和 彦

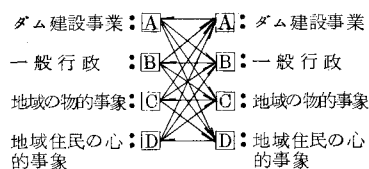
1 はじめに

治水，利水の決め手として計画されているダムも，地域住民の反対のため多くの地域で建設が立ち遅れている。ダムは下流域等にとって多くの利益をもたらすものであれ，地元住民にとって殆んど何のメリットもないというのがその大きな理由である。したがってダム建設を円滑に進めるためには，地域住民の被る損失をできるだけ小さくするというだけでは不十分で，ダム建設に伴ない他地域が享受するに劣らないメリットを地元にもたらすのでなければならない。ここでは地元へメリットをもたらすための関連地区開発の進め方を論ずる。

2. Aダムの事例

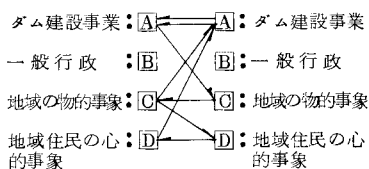
従来，ダム関連地区対策は水没住民を対象としてその受ける損失を補填するという補償の範囲内で問題の解決がはかれてきた。水没住民を生じなかつたAダムにおいても周辺住民が被つた財産権，生活権の損失に対してこれを補填するという形の問題の処理が行なわれたにすぎない。これは本来図-1のような構造をもつくダムと地域の影響関係のうちの図-2に示す部分だけを顕在化させたサブシステムの中での問題の処理であり，苦情が持ちこまれた後に対策が行なわれる対症療法的なものであつたため総合性に欠け，地元へメリットをもたらすものではなかつた。

(図-1) ダムと地域の影響関係



(影響を及ぼす側) (影響を受ける側)

(図-2) Aダムの進行プロセス



(影響を及ぼす側) (影響を受ける側)

3. ダム関連地区開発の進め方

失われるものの補償から更に進んで，地元へメリットをもたらす関連地区開発を行なっていくためには，ダム建設の当初から総合的な計画を一貫性をもつて煮詰めていかなくてはならない。そのためには図-1に示す全てのリンクの顕在化をはかるべく諸影響の予測，評価を行なつてダム建設を関連地区開発と調整のとれたものにする必要がある。図-3にこのような観点からの今後の関連地区開発の進め方を示す。

苦情をまつて問題を処理するというフローでは対処のし方が断片的であり問題を本質的に解決することができない。あらかじめ地域に対する影響を予測し事前に問題をチェックするのでなければならない。地域に対する影響のうち自然環境の変化を媒介とするものに対する予測，評価を行なうのが環境アセスメントである。図-3ではダム着工に至るまでのプロセスの中で3次にわたるアセスメントが必要であることを示している。予備調査と並行して行なわれるアセスメント^⑥の予測結果は予備設計と共に住民に提示^⑦される。地域住民はこれを吟味し，場合によっては変更を求めたり，或いは講段段階からの練り直し^⑨を要求する。基本計画に先行して進められるアセスメント^⑬は調査された物的制約条件の中で可能とされるいくつかの代替案を，より詳細な環境影響調査のもとに吟味し最も好ましいものを選定するというプロセスである。更に実施設計においてもその詳細の検討はアセスメント^⑮の検討を経て行なわれるべきである。自然環境に及ぼす影響予測，評価と同時にダム建設が地域社会にどのような影響を及ぼし，それがどのようなニーズとなつていくかを予測し，それを地域住民との間で調整して具体化していくというプロセスが非常に重要である。これを具体的に示すのが図-3に示す地区関連整備のプロセスである。ここではまず第一に地区の諸特性，周辺地域の諸条件と地区住民の意向，村・県の意向，並びに地域開発諸制度を調査して周辺地域整備の条件を

明らかにする必要がある。この条件の中でダム建設の構想を扼え直し開発構想計画案を策定して、ダム建設のプロセスにおける予備設計^⑤と共に地元提示する。この場合開発構想案は、この後計画を熟化していくためのパイロット・プランとして性格づけられるものであり、図、絵、スライド等の視覚メディアを駆使して見やすいものとし、地域住民の理解を助け活発な議論を湧き起こすようなものである必要がある。提示された開発構想案は地域住民の基本的了解が取りつけられるまで周辺地域整備の条件の検討のところまでフィード・バック^⑧され熟化されていく。このようにして詰められて合意の得られたものは、構想計画として人口計画、生業計画の大半を決めるものとなる。次いで開発主体を明確化し、環境アセスメントのための諸調査を含む基本調査を行なつて自然環境に対する影響を十分に考慮した土地利用計画、交通計画等部門計画の詳細を検討する基本計画を作成する。これは環境影響予測結果と共に地域住民に提示^⑦され、住民の意向との調整が図られる。具体的な部門計画によつて地域住民はダム建設、周辺地域開発によつてどのような影響を受け、どのようにニーズが組み込まれていくかを予測することができるので、これまでの対症療法的苦情処理型と原理的に異なる住民参加が可能となる。また、これは基本計画策定の前までフィード・バックされて住民の合意が得られる計画に煮つまるまで再検討を加えられていくが、合意が得られた場合は直ちにダム建設のプロセスにおける基本計画の策定過程に入力^⑩され基本計画の内容を制約^⑪していくので、ダム建設と調整のとれた実効性のあるものとなる。こうした計画内容の成熟とともに事業主体を決定して、開発計画に対する物的制約条件の詳細な調査である実施調査を行ない、開発計画を実地に移していくが、これをダム建設と調整のとれた実効性のあるものとするためには、ダムの基本計画と十分な調整^⑫を行なうことが重要である。

4. おわりに

水源地域対策特別措置法の施行によつてダム関連地域対策は水没住民の損失の補填を限度とした補償からより広汎な地域全体の振興策へとその内容を充実してきたが、その適用は水没戸数30戸以上又は水没農地30ha以上の地域に限られて (図-8)ダム関連地区開発の進め方のフロー・チャート

いる。このような水特法が適用されない地域においてもこうした関連地区開発によつて地域振興をはかることが必要であることは、各地のダム事業の行きづまりによつて示されている。本論はこのような地域の一つにおける地域開発計画を検討する作業の中で考察を進めてきたものである。今後関連地区開発を具体化していく中で有効性を検証するとともに更に考察を深めたい。考察を進めるにあたっては、東京工業大学鈴木忠義教授に多くのご指導を戴いた。記して謝意を表したい。

